

宮城県遺伝子組換え作物の栽培に関する検討会設置要綱

(目的)

第1 「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」(平成22年3月策定。以下「指針」という。)第7に基づき、本県における遺伝子組換え作物の栽培について有識者等から意見聴取を行うため、宮城県遺伝子組換え作物の栽培に関する検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討会では次の事項について意見をいただくものとする。

- (1) 遺伝子組換え作物の栽培計画に関すること。
- (2) 遺伝子組換え作物の栽培実績に関すること。
- (3) 指針の見直しに関すること。
- (4) その他遺伝子組換え作物の栽培に係る必要な事項。

(構成等)

- 第3 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)で構成する。
- 2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は構成員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
 - 3 会長は、検討会の会議において座長となる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4 検討会は、宮城県農政部長が招集する。
- 2 農政部長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。
 - 3 検討会は、対面、オンライン、対面とオンラインの併用又は書面により開催することができる。

(庶務)

第5 検討会の庶務は、農政部みやぎ米推進課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、農政部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3関係)

| 分野 | 構成員数 | 適要 |
|----------------|------|----|
| 学識経験者 | 3名 | |
| 生産者 | 1名 | |
| 消費者 | 1名 | |
| 食品業関係者又は種苗業関係者 | 2名 | |